

改正薬事法施行に伴う届書
(相談時・緊急時の連絡先、販売又は授与する医薬品の区分)

業 務 の 種 別											
許 可 番 号 及 び 年 月 日											
薬局又は店舗	名 称										
	所 在 地										
相 談 時 ・ 緊 急 時 の 連 絡 先											
販 売 又 は 授 与 す る 医 薬 品 の 区 分		<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">薬局医薬品（薬局製造販売医薬品を除く）</td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;">要指導医薬品</td> </tr> <tr> <td>第1類医薬品</td> <td>指定第2類医薬品</td> <td>第2類医薬品</td> </tr> <tr> <td>第3類医薬品</td> <td>薬局製造販売医薬品</td> <td></td> </tr> </table>	薬局医薬品（薬局製造販売医薬品を除く）		要指導医薬品	第1類医薬品	指定第2類医薬品	第2類医薬品	第3類医薬品	薬局製造販売医薬品	
薬局医薬品（薬局製造販売医薬品を除く）		要指導医薬品									
第1類医薬品	指定第2類医薬品	第2類医薬品									
第3類医薬品	薬局製造販売医薬品										
備 考											

上記により、届出をします。

年 月 日

住 所 （ 法人にあつては、主
たる事務所の所在地 ）

氏 名 （ 法人にあつては、名
称及び代表者の氏名 ）

印

岡山県 保健所長 殿

(注意)

- 1 業務の種別欄には、薬局、店舗販売業、旧薬種商販売業の別を記載すること。
- 2 要指導医薬品の過当たり販売・授与時間数が、第1類医薬品の過当たりの販売・授与時間数と異なる場合は、別途変更届を提出すること。
- 3 本届出以前に第1類医薬品を扱っておらず、新たに要指導医薬品及び第1類医薬品を扱う場合は、別途変更届を提出すること。